

番号	内容	関係条項
26	農地転用を要する場合の開発許可の取扱いについて	法第 29 条

農地転用を伴う場合の開発許可の取扱いは以下のとおりです。

- 開発区域が市街化調整区域・非線引き都市計画区域・準都市計画区域の場合
開発許可は農地転用と同時許可とする。
- 開発区域が市街化区域の場合
農地転用の届出が必要。